

令和 元年 9月 30日

各種目団体・協会・代表者・担当者 様

四日市ドーム指定管理者
JN体協グループ 上阪 雅弘

令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日） 四日市ドームにおける特別申請について（案内）

秋冷の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、みだしの件につきまして、令和2年度における四日市ドームの特別申請を下記の通り受付いたしますので、ご案内申し上げます。各種目団体の皆様におかれましては、下記受付期間内に**別紙申請書**でご申請いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、申請いただきました予約の決定につきましては、当方で調整後、令和2年2月初旬頃までに文書で通知させていただく予定ですので、何卒よろしくお願いいたします。

記

《受付期間》

- ・令和元年10月1日（木）～令和元年11月30日（土）まで

《提出先》

- ・郵送の場合 〒510-0012 四日市市大字羽津甲 5169 番地 四日市ドーム JN体協グループ 宛
※11月30日消印有効
- ・持参の場合 四日市ドーム（9：00～17：00）※休館日：月曜日（月曜日祝日の場合は翌日火曜日）
※持参の場合も、令和元年11月30日（土）までの受付となりますのでご注意ください。

《施設概要及び料金》

- ・別紙①施設概要をご参照ください。

《注意事項》

1. 特別申請について
 - 1日単位を超えてアリーナ全面を利用する時。
 - 市、県、国レベル並びにそれと同程度の大会等のために、1日単位以上で四日市ドームアリーナ全面を利用する時。
 - ※1 「1日単位」とは、午前及び午後、午後及び夜間、全日のいずれかで利用する場合。
 - ※2 原則、施設を6日以上引き続いての利用はできません。
 - ※3 練習等の通常利用の予約につきましては、3ヶ月前予約となります。

2. 2年前予約等における申請不可期間について

2年前予約等により、**別紙②に記載した期間においては、予約受付を行うことができません**ので、ご注意ください。

3. その他

- FAX/電話での受付はできません。
- 大会名・使用する施設及び場所・併用施設を必ずご記入ください。
- 使用希望日時については、第2・第3希望日も必ずご記入ください。
- 申請時に担当者枠[住所、氏名、電話番号（平日 9：00～17：00 で確実に連絡の取れる電話番号）]を必ず記入してください。
- 連絡先の記入が不十分な場合は、会場調整及び申請に係る連絡ができませんのでご注意ください。**
- 特別申請をしたことにより、必ずしも施設予約ができるとは限りませんのでご注意ください。
- 特別申請の後に、ご担当者様に異動等がございましたら、後任のご担当者へ必ず当文書を引き継いでいただきますようお願い致します。
- 申請書には利用者番号を必ず記入してください。
- 特別申請の申込は施設のみで設備器具の受付はいたしません。
- その他、ご不明な点などございましたら、下記までお問い合わせください。

<駐車場における注意事項について>

- ・公園内駐車場は、公園を利用される方との共用であり、運動施設専用の駐車場はありません。大会等当日は、できる限り公共交通機関をご利用していただきますようお願いします。

<参考>

- 四日市ドーム指定管理者（四日市ドームの指定管理者）JN体協グループ
〒510-0012 四日市市大字羽津甲5169番地（TEL：059-330-3131）

《問い合わせ先》

〒510-0012 四日市市大字羽津甲 5169 番地

四日市ドーム JN体協グループ

<TEL> 059-330-3131 <FAX> 059-330-3133